適正取引推進講習会

入場 無料

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、 中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者に とって事業の根幹に関わる重要事項です。 正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう!

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です!!



「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、企業 名、違反事実の概要などが公表され るため、イメージを損い、社会的評 価の低下を招く恐れがあります。ま た、買手側の消費税転嫁拒否行為は、 転嫁対策調査官による監視・取締り が行われています。

あなたの企業は大丈夫??

例えば、下請事業者に責任がなく、 親事業者が発注後に減額することは 違反です。また、親事業者の事務手 続の遅れや、下請事業者から請求書 が提出されていないことを理由に 下請代金の支払日を遅らせることも 認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生! 責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを 知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に 運用することにより、違反を未然に防止することができます。 正しい知識獲得を目指しましょう!

【講座 ①】下請代金支払遅延等防止法 「基礎」

【講座 ②】 <u>今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の</u> 準備ポイントを教えます!

2017年 11月 8日(水)

■会場/四国銀行本店6階 研修室

■時間/ 13:00~16:00

■講師 本件専門の弁護士(※現在調整中)

■主催:中小企業庁(適正取引推進講習会事務局)

http://www.tekitori.org

■共催:四国銀行、高知商工会議所、

高知県工業会、高知県産業振興センター



四国銀行 法入サポート部 あて FAX 088-822-4934

●申込方法

受講ご希望の方は、「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXください。 ※先着20名様のご参加となります。お早目にお申込みください。

適正取引推進講習会受講申込書

開催日	<u>タイムスケジュール</u>	_内 容
平成29年11月8日(水)	13:00~14:25	下請代金法(基礎)
	14:35~16:00	消費税転嫁対策特別措置法

会 社 名	ふりがな		
受 講 者	ふりがな		
部署・役職			
住 所	〒 −		
電話番号	()	_
F A X	()	_
E-mail			@



■会場について

四国銀行本店6階 研修室

- ※駐車場台数には限りがございます。 できるだけバス・電車など公共交通機関を ご利用ください。
- ■本講習会に関するお問合せ先 株式会社四国銀行法人サポート部 法人取引推進グループ

担当: 今井、川﨑

TEL: 088-871-2046 FAX: 088-822-4934

個人情報の保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内(パンフレット等の発送)および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。